

子育て住宅の入居者を募集

- 募集案内の配布は6月1日～9日
募集案内は住宅課、区政情報センター（本庁舎1階）、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、中央・四谷・鶴巻図書館（施設の休館日を除く）で配布します。6月1日(木)から新宿区ホームページからも取り出せます。
- 募集戸数 18戸
- 申込資格 国内在住で、同居する20歳未満の児童を扶養し、世帯の所得が所得基準内の方
- 申込み 募集案内に折り込みの申

- 込書を6月13日（必着）までに郵送で問合せ先へ。
- ※入居成約後にエアコン・温水洗浄便座を設置します（住戸の仕様により設置できない場合があります）。
- ※礼金・手数料・再契約料は不要です。
- ※使用期間は原則として5年（使用料は定額）です。使用期間満了時に要件を満たしていれば再契約できます。
- ※詳しくは、募集案内をご覧ください。
- 問合せ 住宅課区立住宅管理係（〒160-8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎7階） ☎（5273）3787

マンション管理組合交流会

- 日時 6月21日(水)午後6時20分～8時15分
- 会場 区立産業会館（BIZ新宿、西新宿6―8―2）
- 対象 区内の分譲マンションの管理組合役員・区分所有者等、40名程度
- 内容 マンションの規模やテーマごとに交流（テーマは ▶大規模修繕に向けた取り組み、▶管理会社との付き合い方、▶良好な管理運営のコツ）
- 申込み 5月29日(月)～6月12日(月)に電話または直接、問合せ先へ。先着順。申込時にマンションの築年数・階数・戸数と参加したいテーマを伺います。
- 問合せ 住宅課居住支援係（本庁舎7階） ☎（5273）3567

快適なマンションライフのために

ようこそ！新任理事の皆さんへ

- マンションの総会は、春先から6月頃までが多く、これを機に理事が交代するなど、役員体制が変わることがあります。新任理事の皆さんは不安の中からのスタートかと思いますが、知らないことをそのままにせず、管理規約を一読したり、理事会で勉強会を開催するなど、理事の基本知識を吸収することが大切です。
- 区では、マンション管理相談員派遣のほか、専門家による勉強会や適正な管理運営、大規模修繕工事などさまざまな相談に応じています。また、セミナーや交流会等も実施しています。お困りの際は、ぜひ住宅課へご相談ください。
- 問合せ 住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎（5273）3567



詐欺被害防止 一言アドバイス

ストップ！ATMでの携帯電話

- 携帯電話で通話しながらATMを操作している人を見かけたら、声をかけ、110番通報をお願いします。
- 警察署代表電話 ▶牛込 ☎（3269）0110、▶新宿 ☎（3346）0110、▶戸塚 ☎（3207）0110、▶四谷 ☎（3357）0110
- 問合せ 区危機管理課危機管理係（本庁舎4階）（5273）3532

区内の特殊詐欺被害 認知件数（4月）

主な詐欺の種類	件数
オレオレ詐欺	0件
預貯金詐欺	1件
還付金詐欺	0件
架空料金請求詐欺	1件
キャッシュカード詐欺盗	0件
合計	2件

※区危機管理課調べ

利用者の 安全確保のため

- 利用者の安全を守るため、不特定多数の方が利用する特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等の所有者・管理者は、定期的に調査・検査し、報告することが義務付けられています。
- 問合せ 建築調整課（本庁舎8階） ☎（5273）4323

令和5年度報告対象

- 右表のとおり
- 報告方法 専門的技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査員等に依頼し、結果を下記提出先へ提出してください。
- 提出先 ◆特定建築物・防火設備…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当（〒160-8353西新宿7―7―30、小田急西新宿O-PLACE2階）、▶特定建築物… ☎（5989）1929、▶防火設備… ☎（5989）1937
- ◆建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部（〒105-0003港区西新橋1―15―5、内幸町ケイズビル2階） ☎（3591）2421
- ◆昇降機等…東京都昇降機安全協議会（〒151-0053渋谷区代々木1―35―4、代々木クリスタルビル2階） ☎（6304）2225

建築物等は定期的な調査・検査を

	用 途	報告の対象となる規模	報告時期
特定建築物	①劇場・映画館・演芸場	次のいずれかのもの ▶地階または3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が200㎡を超えるもの ▶用途が1階にない建築物の床面積が100㎡を超えるもの（200㎡以下で3階以上のもの）	【毎年報告】 11月1日 ～翌年1月31日
	②観覧場（屋外観覧席のものを除く）・公会堂・集会場	次のいずれかのもの ▶地階または3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が200㎡を超えるもの（平屋建てで客席・集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く）	
	③旅館・ホテル	3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるもので、 ▶③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの ▶④は用途の床面積が3,000㎡を超えるもの	
	④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗		
	⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
	⑥百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗（④を除く）	次のいずれかのもの ▶地階または3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が500㎡を超えるもの ▶2階の部分の床面積が500㎡以上のもの	【3年ごとの報告】 5月1日 ～10月31日
	⑦展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店		
	⑧複合用途建築物（下宿、共同住宅または寄宿舎の用途と特定建築物に該当する用途の複合建築物・⑨を除く）	次のいずれかのもの ▶3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が500㎡を超えるもの	
	⑨事務所その他これに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの（5階建て以上かつ延べ面積が2,000㎡を超える建築物のうち、3階以上の用途の床面積が100㎡を超えるものに限る）	
防火設備	随時閉鎖または作動できる次のいずれかのもの ▶防火扉、▶防火シャッター、▶耐火クロススクリーン、▶ドレンチャーほか ※防火ダンパーを除く	▶特定建築物に設置するもの ▶病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る）・高齢者、障害者等向けの就寝施設（老人ホーム・グループホーム・助産施設等）で床面積が200㎡を超えるものに設置するもの	【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで（遊戯施設等は6か月ごと）に報告 ※防火設備の報告は、特定建築物の用途ごとに報告時期（月）が別途定められています。
建築設備	▶換気設備 ▶排煙設備（排煙機・送風機があるもの） ▶非常用の照明装置 ▶給排水設備（給水タンク等を設置するもの）	特定建築物に設置するもの ※換気設備は自然換気設備を除き、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられたもの	
昇降機等	▶エレベーター（労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く） ▶エスカレーター ▶小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く） ▶遊戯施設等（乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む） ※一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの（例：ホームエレベーター）を除く		

※延面積が10,000㎡を超える建築物は、区ではなく都への報告義務があります。詳しくは東京都都市整備局建築企画課 ☎（5388）3344へ。